

令和6年度 危機対応 指導マニュアル

江戸川区立松江第二中学校

いずれの場合も、担任・学年だけで抱え込むことなく、校長・副校長の指示・指導のもと、報告・連絡・相談を密にして、職員でベストな対応・指導を考え、保護者や関係諸機関と連携しながら、全職員が一致団結して取り組む。

不審者の対応	→	①発見者は直ちに職員室に連絡。→校長・副校長・生活指導主任へ連絡 ②空きの職員が複数(なるべく多数)で対応。→一般生徒の動搖も抑える。 ○男性教員が対応、女性教員は本校生徒を指導する。原則として校内に入れない。 ●氏名・学校名・用件など聞き、速やかにお引き取り願う。 ③他校生の場合は、関係校に緊急連絡、来校を要請する。(→生活指導主任または副校長) ④教員で対応できない場合は、校長判断で110番通報をする。警察への通報を躊躇しない。 通報は、原則的に校長・副校長・生活指導主任がするが、その場の状況により判断する。 ⑤不法侵入の場合は即ち110番通報する。
非常ベルが鳴った時	→	○副校長・生活指導主任はどの位置で押されたかを、主事室で確認する。 同時に近くの教員は現場に直行し、火災の状況を確認する。 →全校生徒校庭に避難。副校長、または、生活指導主任が事実を伝える。 ①本当の火災の場合 通常の訓練通りに避難誘導し、安全を確認する。小火程度の時には消火に努める。 いずれの場合も消防署に連絡をする。(大火の時には119番通報する。) ②いたずらの場合 ①いたずらをした生徒がわからない場合は、全校生徒に事実を伝え、正直に申し出るように訴える。 ②全校集会、学年集会で事の重要性を訴える。
事故ケガの対応	→	①発見者は、校長・副校長・生活指導主任に連絡する。 ②該当生徒にケガ等がある場合は、養護教員に連絡を取り身体の安全確保に努める。 →必要に応じて、救急車(119番)やタクシーなどで病院に搬送。 その他の該当生徒を別室に移し、事情を聞く。 ③緊急職員打ち合わせで対応協議。→必要に応じて関係諸機関に連絡。 ④保護者に連絡し、指導の協力を求める。 ⑤程度により、緊急学年集会、または、全校集会での指導。
喫煙	→	①発見者は、該当生徒をそのままエンカレッジルーム等の別室に連れていく。 →生徒指導主任・学年主任に連絡。 ②学年で指導にあたる。(法律違反など) ③保護者に連絡し、指導の協力を求める。(今後の約束をさせ、保護者に引き取ってもらう) ☆次の日に登校する際は、保護者と共に登校し、再度喫煙をしないよう約束をさせる。保護者が来て、生徒と共に指導を受けない限り教室には上げない。 ④翌日から本人の所持品検査をしばらくする。 ⑤吸い殻を見つけた場合は、生活指導主任に連絡する。
自転車通学	→	①発見者は、自転車を自転車置き場に保管する。 →生活指導主任・学年主任に連絡。 ②学年で指導にあたる。(登下校時の安全面を強調) ③保護者に連絡し、引き取りに来てもらう。(生徒には、直接、返さない。)
震災時	→	○緊急告知放送端末の緊急情報が入ったら、直ちに校長、副校長、生活指導主任の判断で放送を入れる。 ①実際に地震(火災)が発生した場合、またはその危険性がある場合 通常の訓練通りに避難誘導し、安全を確認する。可能な場合は消火に努める。 地震規模に応じて、揺れが収またら直ちに校庭に避難をする。 いずれの場合も消防署に連絡をする。(大きな火災の時には119番通報する。) ②地震発生なし→『地震情報は解除、安全姿勢を解除します』と、放送し、教育活動に戻る。
器物破損	→	①発見者は、校長・副校長・生活指導主任に連絡をする。 ②目撃者がいないか調査する(状況把握)。 ①加害者が解った場合 ・事実確認をした上で別室で指導する。 ・保護者の来校を要請し、校長、副校長の判断による弁償の有無を伝える。 ②加害者が不明な場合 ・目撃者がいないか調査する(学年集会、アンケート) ・生徒に事実を伝え、事の重大さを説き、正直に申し出るように訴える。
不要物	→	①発見者は、違反物を没収し保管する。 →学年主任、生活指導主任に連絡。 ②担任または学年教員で指導にあたる。 ③保護者に連絡し、引き取りに来てもらう。(生徒には、直接、返さない。)

【 緊急時の暗号放送 】

教頭先生、〇〇(場所)にお荷物が△△個(人数)届きました。至急お越しください。